

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害リスク

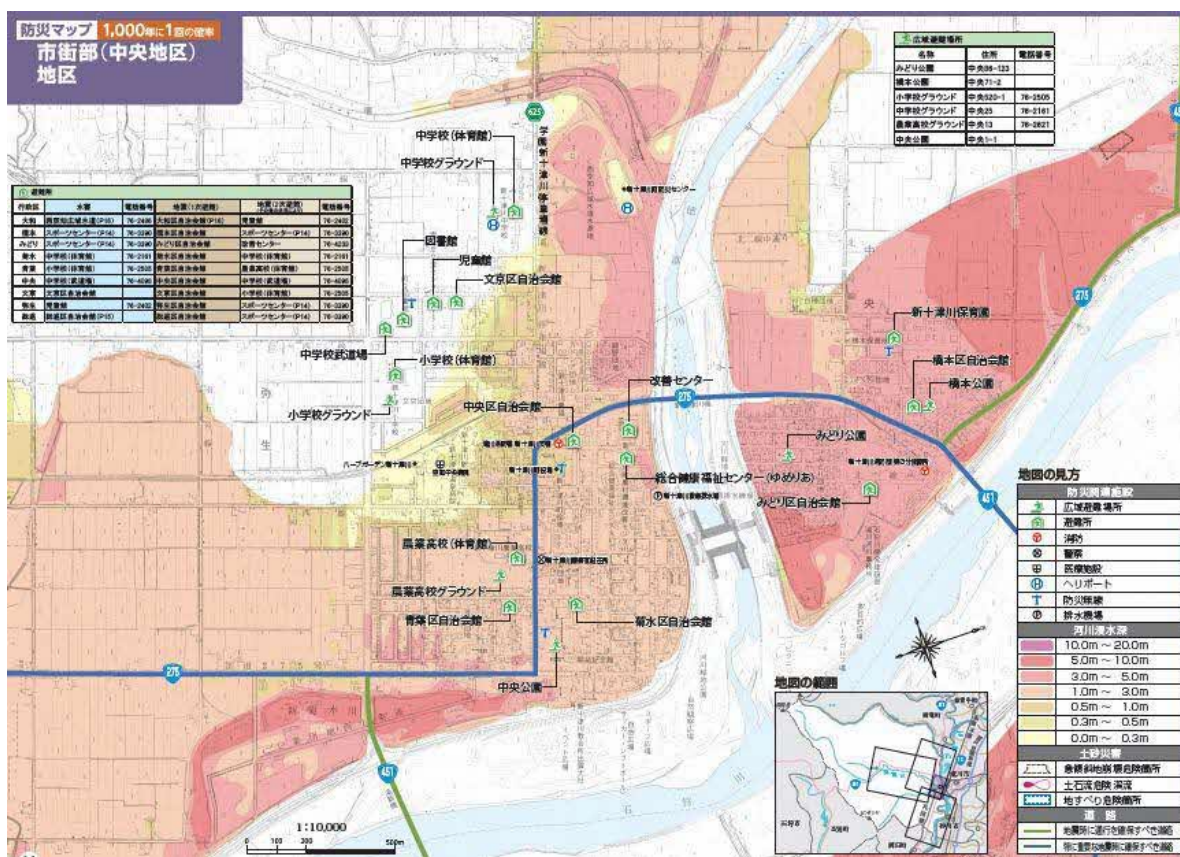
(洪水：新十津川町防災ガイドマップ)

新十津川町は、石狩川と徳富川が隣接して市街地が広がっており、石狩川、徳富川が大雨によって増水し、堤防が決壊した場合に浸水する可能性のある範囲とその深さについて、新十津川町洪水ハザードマップによると、市街部地域（橋本地区・みどり区・菊水区・青葉区・中央区）の一部では5.0m～10.0m、広い範囲で3.0m～5.0mの浸水域となっており、大和区、花月区などの農村地域においても石狩川沿い（川岸から1km以内）では5.0m～10.0mの浸水域も発生すると想定している。

【浸水予想に用いた降雨条件】

石狩川：3日間で358mmの雨量（1,000年に1回の確率）

徳富川：2日間で461mmの雨量（1,000年に1回の確率）



(出典：新十津川町防災ガイドマップ[H30. 2])

(土砂災害：新十津川町防災ガイドマップ)

新十津川町は、西部に山岳地帯を有するが、生活圏のほとんどが、石狩平野の一部に属する肥沃な沖積地帯のため、土砂災害に対する災害リスクは少ないといえる。しかし、道の土砂災害防止区域調査において、特別警戒区域については、急傾斜地崩壊危険箇所が4箇所、土石流危険渓流が1箇所、警戒区域については、急傾斜地崩壊危険箇所4箇所、土石流危険渓流が7箇所、地すべり危険箇所が9箇所指定される予定になっている。

(地震：新十津川町防災ガイドマップ)

北海道の調査結果を踏まえ、新十津川町への影響が大きいと考えられる「十勝沖・釧路沖地震」、「沼田－砂川付近の断層帯」による地震、「全国どこでも起こり得る直下型地震」という3つの地震の中から、もっとも揺れが大きくなる「沼田－砂川付近の断層帯」による地震を想定し、国道275号線沿線の市街部地域（橋本区・みどり区・菊水区・青葉区・中央区）及び大和区、弥生区、花月区では震度6強、山沿いの地域でも震度6弱の揺れが生じるものと推定している。

【沼田－砂川付近の断層帯による地震の震度分布】

(M7.5)



(出典：新十津川町耐震改修促進計画[H28. 12])

(その他)

新十津川町の災害は、暴風雨による水害が最も多く、次いで冷害、融雪災害が主なものであり、水害については開町以来、5名の死者を数えるほか、収穫期における水害は、新十津川町の基幹産業である農業に与える被害も甚大である。

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(2) 商工業の状況

- ・商工業者数 165 (独自データ)
- ・小規模事業者数 149 (独自データ)

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	38	35	町内中心部に集積している
	製造業	5	5	町内中心部に集積している
	卸売業	5	3	町内中心部に集積している
	小売業	35	30	町内中心部に集積している
	飲食・宿泊業	15	14	町内中心部に集積している
	サービス業	41	37	町内中心部に集積している
	その他	26	25	町内中心部に集積している
	計	165	149	

### (3) これまでの取組み

#### 1) 当町の取組み

項目	年 月	備 考
地域防災計画の策定	S35. 4	H30.2 全部改正、H31.3 一部修正
各関係団体等と災害協定締結	H18. 1	R1.7 までに 23 団体等と締結
新十津川町総合防災訓練	H27. 8	訓練想定：洪水 329 名参加
地域防災力強化セミナー	H28.10	55 名参加
防災ガイドマップの全戸配布	H30. 2	防災ガイドマップ住民説明会 46 名参加
新十津川町総合防災訓練	H30. 8	訓練想定：洪水 393 名参加
防災備品の備蓄	—	土のう、災害用トイレ処理セット、使い捨てマスク 非常食 ほか
新十津川町水害タイムラインの策定	R2. 4	R2.7 月 図上訓練実施 33 名参加
新十津川町避難所マニュアルの策定	R2. 7	新型コロナウイルス感染症対策を含む

#### 2) 当商工会の取組み

項目	年 月	備 考
新十津川町と災害協定締結	H19. 4	災害時等における生活必需物資の調達に関する協定
B C P セミナーの開催	R1. 5	参加者：22 名 講師：東京海上日動火災保険
損保会社と連携した損害保険の加入促進	R1. 5	上記セミナー参加者へパンフレット配布
事業継続力強化計画認定制度周知	R1. 11	商工会報に関連記事掲載
同上	R1. 11	中小企業庁のパンフレット配布 122
事業継続計画の周知・啓蒙	R2. 7	商工会報に関連記事掲載
同上	R2. 7	全会員に B C P 小冊子の配布 124
同上	R2. 7	当会ホームページに掲載（北海道作成） 北海道版 B C P 策定の手引き
損保会社と連携した損害保険の加入促進	R2. 7	当会ホームページにパンフレット掲載 東京海上日動火災保険
事業継続計画の周知・啓蒙	R2. 8	中小企業のための B C P チラシの配布 124 (北海道経産局作成)
損保会社と連携した損害保険の加入促進	R2. 8	全会員にパンフレット配布 124 東京海上日動火災保険

## 2. 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。

### 3. 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

#### 【成果目標】

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標（事業継続力強化計画）					
			R3	R4	R5	R6	R7	
商工業者	建設業	38	35	1	1	1	2	2
	製造業	5	5	0	1	1	1	1
	卸売業	5	3	0	0	1	0	0
	小売業	35	30	1	2	2	2	2
	飲食・宿泊業	15	14	1	1	1	1	1
	サービス業	41	37	1	2	2	2	2
	その他	26	25	1	1	2	2	2
	計	165	149	5	8	10	10	10

※上記目標については、おおむね3期（15年間）で、地域の小規模事業者全てが事業継続力強化計画を策定するように設定した。

#### 【実施目標】

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

### 4. その他

- ・経営発達支援事業の協議会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

**5. 事業継続力強化支援事業の実施期間** (令和3年4月1日～令和8年3月31日)

**6. 事業継続力強化支援事業の内容**

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

新十津川町	新十津川町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

**(1) 事前の対策**

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

**ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知**

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

**イ. 商工会自身の事業継続計画の作成**

- ・当商工会は、令和4年3月までに事業継続計画を策定予定

**ウ. 関係団体等との連携**

- ・提携先の東京海上日動保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・新十津川町の実施する防災訓練等に参加し、連携を図ることで事前並びに事後における対策を円滑に実施する。

## エ. フォローアップ

- ・町、商工会並びに関係機関を交えた事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。
- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年2回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定状況					フォローアップ				
			R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
建設業	38	35	1	1	1	2	2	2	2	2	4	4
製造業	5	5	0	1	1	1	1	0	2	2	2	2
卸売業	5	3	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0
小売業	35	30	1	2	2	2	2	2	4	4	4	4
飲食・宿泊業	15	14	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2
サービス業	41	37	1	2	2	2	2	2	4	4	4	4
その他	26	25	1	1	2	2	2	2	2	4	4	4
計	165	149	5	8	10	10	10	10	16	20	20	20

## オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	新十津川町産業振興課

## カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町産業課と協議し、策定する。

### (2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

## ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。  
連絡方法の優先順位：①電話  
②メール（ショートメール・Eメール等）  
③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大きな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能等を活用し情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

## イ. 応急対策の方針決定

- ・新十津川町災害対策本部の方針に従い、当町産業振興課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケ

ジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。

- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種 別	配備の時期	配備要員
出 勤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合</li> <li>・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>・予想されない重大な災害が発生したとき</li> <li>・気象特別警報が発表されたとき</li> </ul>	全職員
警 戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき</li> <li>・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員
準 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時</li> <li>・町内に震度4の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

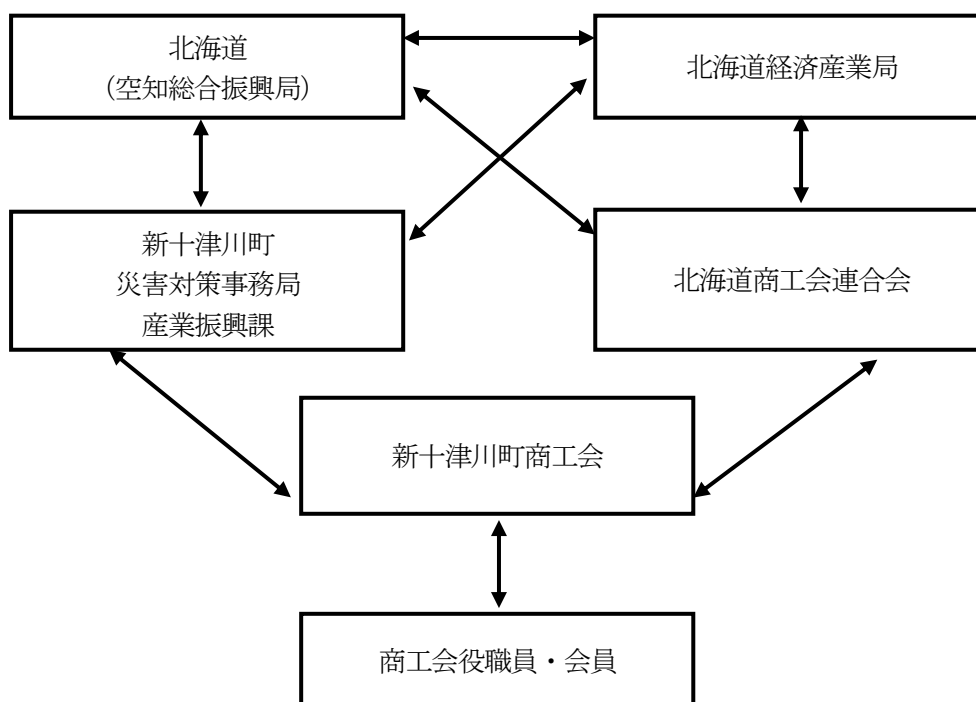
発生後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1カ月以降	2日に1回共有する

- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生の恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、口頭、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当町が共有した情報について、道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、空知総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。

【災害情報等報告取扱要領の報告方法】



**(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援**

- ・地域内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

**(5) 地域内小規模事業者に対する復興支援**

- ・新十津川町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

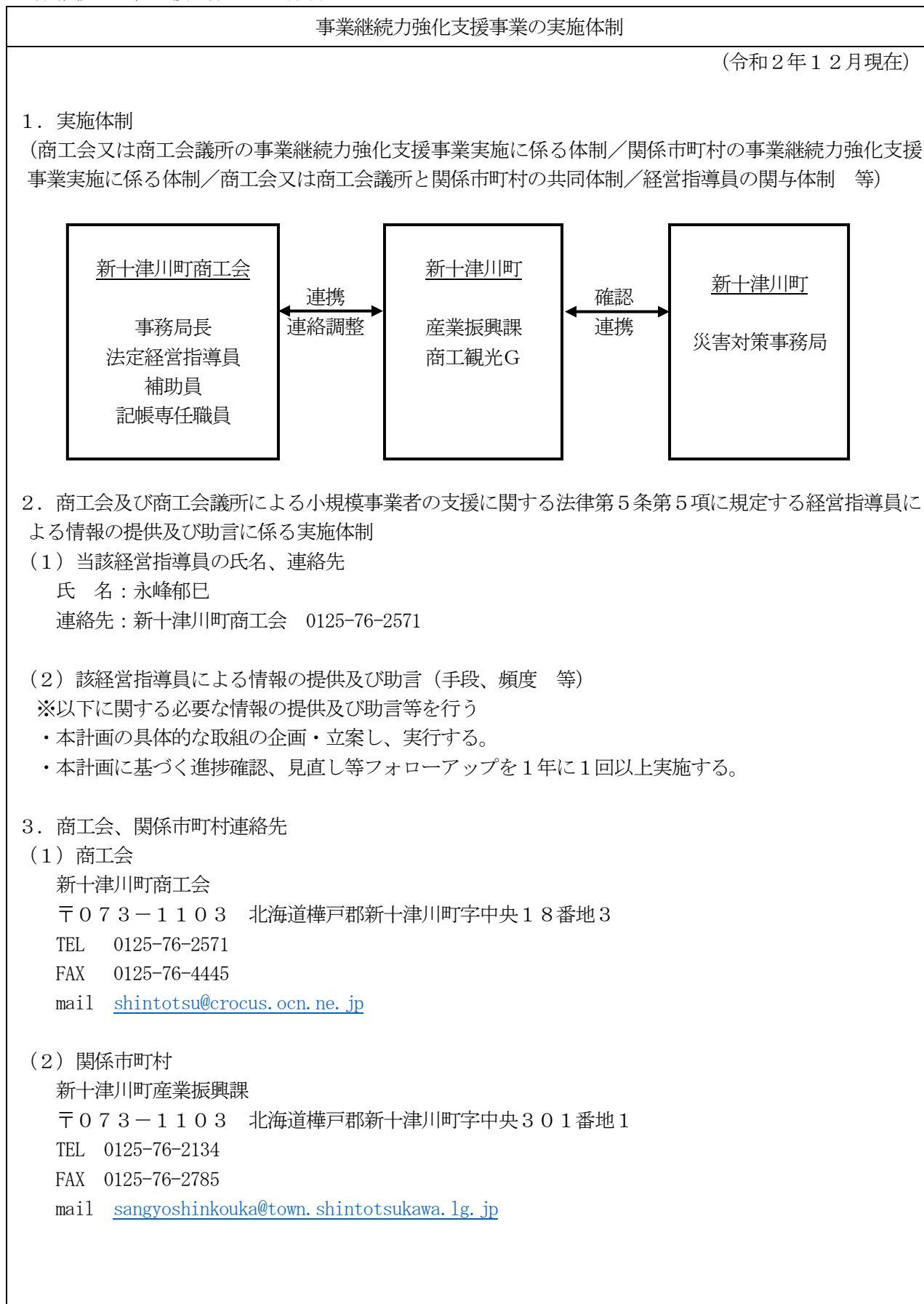
**(6) その他**

- ・本計画は、新十津川町・新十津川町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。



(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

年度 項目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
必要な資金の額	120	120	120	120	120
専門家派遣	40	40	40	40	40
セミナー開催費	40	40	40	40	40
チラシ等作成費	20	20	20	20	20
防災・感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・補助金・事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。